

ペット(犬)の適正な飼育をお願いします！

1階 水道環境課 環境衛生係 ☎内線2124

飼い主になるといことはすべてに責任を持つことです！

(岐阜県動物愛護推進協議会発行「犬の飼い主の方へ」から抜粋)

1. 犬の登録をしてください
「狂犬病予防法」により生後91日以上以上の犬は登録し、その鑑札を犬につけておくことが義務づけられています。登録は生涯1回です。登録をしないと罰金を課せられる場合があります。
2. 狂犬病の予防注射を年1回受けてください
予防注射後には狂犬病予防注射済票の交付を受け、それを犬につけておくことが義務づけられています。
※狂犬病は過去の病気ではありません。世界では狂犬病により毎年3〜5万人が死亡しています。狂犬病予防注射を受けさせることが、万が一狂犬病が日本に侵入した際、犬に流行することを未然に防ぐこととなります。
3. 犬の習性等を正しく理解して、最期まで適正に責任をもって飼ってください
大きさに応じて餌および水を与え、運動をさせましょう。犬の健康と安全に気を配り、その命を終えるまで責任をもって飼ってください。他の人に迷惑や危害を及ぼさないよう適切なしつけや訓練をしましょう。
4. 犬は放し飼いにしないでください
柵で囲まれた敷地内あるいは室内などに人に迷惑を及ぼすことのない場所を除いて、犬の放し飼いはしないでください。
5. 犬が逃げたり、迷子にならないようにしてください
犬が逃げたり迷子になると、犬や周りの人が危険にさらされるだけでなく、環境へも被害を及ぼすことがありますので、逸走や迷子防止の対策をとりましょう。
6. 犬のフン尿その他の汚物は適正に処理してください
7. 繁殖を希望しない場合は、
不妊・虚勢手術等の繁殖制限をしましょう
8. 人と動物との共通感染症の正しい知識をもち、
感染防止に努めましょう

ペットも災害に備えましょう

◆健康管理としつけをしましょう！

突然の災害は人にも犬にも大きなストレスがかかります。普段から犬の健康状態に注意し、予防接種やノミなどの外部寄生虫の駆除をしつかり行いましょう。避難所で迷惑にならないように、むやみに吠えない、キャリーバッグやケージに慣らしておく、他人に友好的に接することができるなどのしつけを普段からしておきましょう。これは周りの人のためでもあり同時に、犬のストレスを少なくすることにつながります。

◆迷子札とマイクロチップを装着しましょう！

突然の災害では犬と離れ離れになるかもしれません。犬が迷子になりどこかで保護されたとき、すぐに飼い主がわかるように、普段から身元を示すものをつけましょう。

義務づけられている鑑札と狂犬病予防注射済票の他、外から見えて誰でもすぐわかる迷子札をつけるとともに、半永久的な身元証明としてマイクロチップを入れるといった、二重の対策をとりましょう。

●飼い犬が人を噛んだときは...

飼い犬が人を噛んでしまったときは、すぐに保健所等へ届けてください。

●飼い犬がいなくなったときは...

飼い犬が逃げてしまったときは、すぐに保健所と警察署へ届けてください。

●飼えなくなったときは...

まず、適正に飼養できる新しい飼い主を探してください。やむをえず、どうしても飼えなくなった場合は、最寄りの保健所へご相談ください。



動物の愛護および管理に関する相談窓口

- 可茂保健所 0574-25-3111(代)
- 岐阜県動物愛護センター 0575-34-0050

人と犬の生活を描いた絵本

『ずーっと ずっと だいすきだよ』

評論社 児童図書館・絵本の部屋

ハンス・ウィルヘルム 絵と文

久山太市

最後まで大切に犬を飼った子の心は...



『ある犬のおはなし』

〜殺処分ゼロを願って〜

作・絵 Kasei

家族と思って飼われていた犬の運命は...

ホームページ: <http://arvinnu.link/>

